

6. 「インフォームド・コンセント」について

情報倫理と生命倫理、医療倫理の接点となるテーマは、電子カルテの問題、遺伝子研究の問題など数多くあるが、なかでもインフォームド・コンセントということに関する話題は、先の臓器移植の際にもマスコミなどで大きく取りあげられたので、すでに多くの人にとってなじみがあるものとなっているであろう。医師が十分な情報を与えた上で患者が治療法について同意するという意味のインフォームド・コンセントの精神は、第二次世界大戦後に、ナチスによる人体実験の事実の発覚がもたらした衝撃をきっかけとして 1946 年に制定された「ニュルンベルグ綱領」がもとになっている。それは 1964 年に世界医師会が採択した「ヘルシンキ宣言」に引き継がれ、さらには 1972 年のアメリカにおける「患者の権利章典」などへとつながっていった。

専門的職業の代表格としての医師は、もともと治療方法の選択や病名告知の有無に関して専決権をもっていた。職業倫理の古典として知られる古代ギリシャの「ヒポクラテスの誓い」においても、素人である患者に不安を与えるような情報提供はいましめられているし、「嘘をつかない」という道徳原則の例外としては、医師による患者のためを思っただけの嘘ということがあげられるのが常である。これは専門用語ではパターナリズムといい、本人のためになることであるなら、何らかの権威がその人の自由を制限してもかまわないという発想である。誰の迷惑にもならないのにシートベルトの着用が強制されているのはなぜかを考えてみられたい。これに対してインフォームド・コンセントの考えは、リベラリズムの基本原則である、「自己決定権」というものを最大限に尊重しようというものであるともされる。しかし、パターナリズムか自己決定権かという二項対立だけでは、事柄を大きくとらえそこなう危険がある。

まず、アメリカでこのインフォームド・コンセントという考えが広まっていった背景に、医療訴訟が頻発し、それに備えた保険に加入しなければ医師は開業さえできないという状況があったことを忘れてはならない。医療に関して強大な権力をもつ専門家としての医師は、同時に専門家としての責任をつねに追及される。患者のためによかれと考えてしたことが、後に患者の不興を買い、莫大な損害賠償を請求されることになってはたまったものではない。そこで、医療に関する責任を患者にも分担させることによって自らの責任を軽減させようという発想が、各種の人権運動と奇妙な合体をとげたわけである。しかし、インフォームド・コンセントのそもそもの精神は、誰かの責任を誰かが肩代わりすることにあるのではない。それは、患者に自己責任を自覚させると同時に、医師には十分な情報をわかりやすく提供する説明責任があるということであらためて確認しようとするものなのである。

高度に発達した医療技術の世界においては、患者が治療内容を十分に理解することはなかなか困難である。もちろん教育の果たすべき役割は大きい。とくに公教育における「保健」教育が、「体育」の付属品であるかのように扱われているかの観がある日本では、この点での改革は必須であろう。ただそれ以上に、医療従事者の側の説明責任への自覚が求められる。現在進められようとしている司法改革の一環として、素人には難解な法律家の言語使用を改めようという動きがあるが、同様のことを医学教育のなかでも実行していただきたい。また、近年ようやく話題になってきた「セカンド・オピニオン」の推奨ということも重要であろう。いくら説明をうけてもそれに納得できなかつたり、医師の態度に不信をもったりした場合に、別の医師、あるいは医療機

関で意見を聞くということがなんでもない普通のことになれば、医師と患者双方の意識変革といった、たんなる選択肢の増大ということ以上の効果があるだろう。

もちろん、インフォームド・コンセントの実践には、さまざまな具体的問題が存在する。高齢者や乳幼児などの代理同意や、エホバの証人の信者の輸血治療などが考えられるが、医療情報という点に関しては、患者から取得した情報がどのように利用されるのかということに関する問題がある。仮に、先月号で問題にした住民票コードに医療情報が結合され、ICカードに記録されるならば、確かに便利にはなるだろうが、その際どのような問題が発生するかは十分検討しておく必要があるだろう。

さて翻って、コンピュータ業界ではインフォームド・コンセントなどというのではないに等しいのではないだろうか。ソースコードが公開されていないし、実際どのような動きをしているのかわからないソフトウェアを、誰もが使える便利なものだという理由でさしたる選択肢もなく業務で使わせられている現状は、「知らしむべからず、依らしむべし」という古い医療体制のパターナリズムそっくりではないか。しかも、かなり以前に述べたように、欠陥による損害も補償されることはない。逆に、すべてが公開されているソフトウェアは、残念ながら、他のことに忙しい素人が簡単に利用できるようなものとはまだなっていないし、わかりやすく説明する義務がどこかにあるわけでもない。これらのことはコンピュータ技術が、まだ医療技術ほどには人間生活に必須のものとはなっていないことの証左なのかもしれない。しかし、それはいつまで続くのだろうか。

(2000年11月号)